

未熟児の養育医療ってなあに？

どんな制度？

身体の発育が未熟なまま出生した乳児であり、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていない未熟児を対象として、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費の給付を行うものです。

射水市では自己負担はありません。

申請するには？



次の書類等が必要です。

- 1 養育医療給付申請書（保護者が記入するもの）
- 2 養育医療意見書（指定医療機関の医師が記入するもの）
- 3 世帯調書（保護者が記入するもの）
- 4 同意書（世帯全員（18歳未満の未就業者を除く）が記入するもの）
- 5 お子様の保険証の写し
※お子様の保険証がまだ交付されていない場合、お子様が加入する予定の保護者の保険証でもよい。
- 6 世帯全員の個人番号カードまたは通知カード
- 7 申請者（保護者）の本人確認書類

※マイナンバー制度で取得できる地方税情報は限られているため、別途市町村民税額等の証明について必要な書類の提出をお願いすることがあります。

※収入の申告がされていないことが判明した場合、別途申告をお願いすることがあります。

手続き先

こども福祉課こども福祉係で受付しています。

申請が承認されますと、こども福祉課より保護者と医療機関あてに養育医療券を送付します。



不明な点については、下記にお問合わせください。

こども福祉課こども福祉係

〒939-0294 射水市新開発410番地1

電話 0766-51-6546